

## 令和6年度 兵庫教育大学 入学料免除・徴収猶予申請について

本学に入学する者が、下記の申請資格のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考のうえ入学料の全額又は一部を免除又は徴収を猶予します。申請者数、予算等により、基準内であっても不許可となる場合があります。

- 1 申請資格** ※令和6年度「日本学生支援機構奨学金」、「その他の奨学金」受給予定者も申請可能。  
 研究生・聴講生は対象外

	入学料免除	入学料徴収猶予
学部	入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者	(1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
大学院	(1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者 (2) 入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者	(2) 入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

- 2 提出期限** : 各入学手続期間内 **必着** (土・日、休日を除く)  
 ※郵送による提出の場合は、期間を十分考慮してください。

- 3 提出書類** : 入学料免除又は徴収猶予希望者は、下記の書類を整え、学生支援課に提出してください。

	提出書類	様式No.	留意事項
1	入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書	様式1	・ペン又はボールペンで記入して下さい。 ・入学する4月1日現在(予定)の状況を記入して下さい。
2	家庭状況調査書	様式2	
3	生計を一にする世帯全員分の所得等が確認できる証明書類		・詳細は「6. その他の証明書類(2), (3)」を確認して下さい。(本人を除く就学者分は不要)
4	住民票(マイナンバーの記載されていないもの)		・生計を一にする世帯全員分を提出して下さい。
5	入学料免除提出書類チェック表	様式3	・提出に必要な書類をチェックし、申請書と一緒に提出して下さい。
6	その他の証明書類等(特別控除等の必要書類)		・詳細は「6. その他の証明書類(1), (4)」を確認して下さい。
7	結果通知用封筒1通		・長形3号封筒に結果通知先の住所・氏名を明記し、84円切手を貼付

#### 4 決定時期及び入学料の納入

- (1) 免除及び徴収猶予の審査結果は、6月下旬に決定される予定です。  
 (申請時に提出された「結果通知用封筒」にて郵送します。)
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予の申請書類を受理された者は、審査結果が出るまでの間、入学料の徴収を猶予します。納付した入学料は返還できませんので、入学料の免除又は徴収猶予申請書類を受理された者は、審査結果が出るまでの間、入学料を納付しないでください。
- (3) **入学料の免除又は徴収猶予を申請し、審査の結果、不許可又は一部免除となった者は、結果通知の日から14日以内(徴収猶予許可者は許可された期限まで)に納付すべき入学料を納付してください。**  
 (結果通知の日から14日以内に徴収猶予の申請を行った者は除く。)  
**納付がない場合は除籍となりますのでご注意ください。**
- (4) **入学料免除又は徴収猶予の申請後に入学を辞退した場合は、入学料を納付する必要があります。**

#### 5 書類提出先・担当窓口 (取扱時間：平日の8:30~17:15)

〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム 電話：0795-44-2051、2378

※郵送による場合は、封筒に「**入学料免除申請書類在中**」と朱書きし、**簡易書留**で送ること

## 6. その他の証明書類

## (1) 該当者のみ提出する書類

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発 行 機 関 等
博 士 課 程 学 生	★学業成績認定書 (様式 4) ★学生生活報告書 (様式 14) (博士課程在籍の私費外国人留学生はこの他に下欄の私費外国人留学生の必要書類も必要です。)	
修 士 ・ 専 門 職 学 位 課 程 学 生 (留 学 生 を 除 く)	★学生生活報告書 (様式 14)	
私 費 外 国 人 留 学 生	★外国人登録証明書の写し ★私費外国人留学生生活報告書 (様式 6) ★経済状況に係る申立書 (様式 7)	
修 士 ・ 専 門 職 学 位 課 程 学 生 の 社 会 人 経 験 者	★経歴に関する申立書 (様式15) 下記の項目に該当する人は提出して下さい。 1 現に職を有する者 2 2年以上の社会人経験 (家事、家業従事を含む。)を有する者 3 大学 (大学院を含む。)を卒業 (修了) して2年以上経過した者 4 退職者又は休職者	
現 職 教 員 (休 業 制 度 利 用 者)	★給与等の支給を受けないことを証明する書類 (辞令の写等)	勤 務 先

## (2) 本人の収入、成績等により提出する書類

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発 行 機 関 等
本 人 (配 偶 者 を 含 む) の ア ル バ イ ト	★令和5年分の給与所得の源泉徴収票(写) ★給与支払(見込)証明書 (様式 8) ★直近3ヶ月分の給与明細 以上のうち、いずれか1つ	勤 務 先 ア ル バ イ ト 先
独 立 生 計 者	★独立生計申立書 (様式 13) ★世帯全員の住民票 ★本人 (及び配偶者) の最新分の所得証明書 ★健康保険証(写) (本人 (及び配偶者) が被保険者であるもの) ★所得税法上、父母等の扶養親族でないことが確認できる証明書 (例: 父母等の源泉徴収票 (写)、確定申告書(写) 等)	市 区 町 村

## (3)収入に関するもの(同一生計者全員分の該当するものを提出)

区分	必要な証明書類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	<p>令和5年以前から継続して職に就いている場合 ★令和5年分給与所得の源泉徴収票(写)</p>	勤務先
	<p>令和5年1月1日以降に就職・転職した場合 ★給与支払(見込)証明書 ★直近3ヶ月分の給与明細 } どちらか一つ</p>	勤務先
	<p>令和5年1月1日以降に退職した場合 ★退職の事実がわかる証明書 ★退職(予定)証明書 } どちらか一つ (雇用保険受給資格者証等、退職日等が記載されたものでも可)</p> <p>※上記の期間中に退職した場合は、退職金の支給有無がわかる証明書等が必要となります。詳細は下記の「臨時所得」の欄を確認ください。</p>	勤務先  (職業安定所、勤務先等)
	<p>年金・恩給(個人・企業・遺族年金を含む) ★最新の年金振込通知書(写) (改定通知書の方がより最新の場合は、年金改定通知書(写))</p>	日本年金機構 保険会社等
	<p>失業給付金受給者 ★雇用保険受給資格者証(写)(第1面～第4面)</p>	職業安定所
	<p>子ども手当・児童扶養手当等受給者 ★支給通知書、手当証書、認定通知書等(写)</p>	都道府県又は 市区町村
	<p>生活扶助料 ★生活保護決定(変更)通知書(写)</p>	
給与所得以外の所得として区分されるもの	<p>商業・工業・自営業・農業・林業・漁業・外交員・不動産・利子・配当等 ★令和5年分所得税確定申告書と収支明細書(写) ★令和5年分市・県民税申告書(写) (どちらか一つで、各提出先受付印のあるものが望ましい)</p>	税務署 市区町村
	<p>臨時所得 退職金・保険金・資産譲渡所得等 (入学料免除申請は入学前1年以内、授業料免除申請は基準日6ヶ月以内) ★退職金支給(予定)証明書、退職金源泉徴収票(写) ★退職金無支給証明書 ★支払金額及び支払年月日が記載された書類(写) (確定申告をしている場合は、最新分の所得税確定申告書と収支明細書(写)を併せて提出して下さい)</p>	勤務先 保険会社 税務署 市区町村
無職者	<p>★無職(無収入)の申立書(様式9)及び最新分の所得証明書 (60歳までの家族で、就学、就労していない場合) ※18歳に満たないもので就学していない場合も提出が必要です。</p>	市区町村

## (4)特別控除に関するもの

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (本人を除く)	★在学及び授業料免除状況証明書(様式11) (国立大学以外は、在籍学校の定める在学証明書でも可) <b>※現在受験中の方は、決定次第、合格通知及び入学金の支払が確認できる書類のコピーを送付して下さい。            (送付がない場合は控除対象としません。)</b>	在 学 校
母子・父子世帯	★母子・父子世帯申立書(様式12) ★世帯全員の住民票	(住民票については 市区町村)
障 害 者	★身体障害者手帳等(写)	
長 期 療 養 者	★長期療養者に係る支出状況報告書(様式10) ★医師の診断書(病名・療養の期間(6ヶ月以上)が明記されたもの) ★医療費の領収書(写)、納付金等の証明書(最近6ヶ月分)	医 療 機 関 局
主たる家計支持者別居	★居住費、光熱水費の領収書(最近6ヶ月分)	
火災・風水害・盗難の被害を受けた世帯 (申請日前年の1月以降)	★罹災証明書 ★最低限の資材購入費、修理費の領収書(写) ★損害保険金等支払証明書 ★損害控除に係る確定申告書(写)	消 防 署 市 区 町 村 保 險 会 社
学 資 負 担 者 の 死 亡	★死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) ★生命保険金、退職金、遺族年金等の支払金額を明らかにする書類	市 区 町 村 保 險 会 社 等